

4. 居宅介護（予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・契約終了）届出書の提出について

下記の場合は、居宅介護（予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・契約終了）届出書を隠岐広域連合へ提出してください。

- ① 要介護認定申請を行い認定を受け、居宅介護（予防）支援、介護予防ケアマネジメントの提供を開始する場合。
- ② 居宅介護（予防）支援事業所の変更があった場合。
※居宅介護支援事業者が変更になった場合は、終了届出書と作成依頼届出書を各事業者が提出してください。
- ③ 居宅介護（予防）支援、介護予防ケアマネジメントの提供が終了した場合。
- ④ 小規模多機能事業所は、介護区分の変更（要支援1・2⇔要介護1～5）があった場合には変更届出書を提出してください。

※終了の届出書の提出がない場合が多くあります。必ず提出いただきますようお願いいたします。